

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明

#### (1) 議案第68号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

資料 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

病院局

令和4年6月1日

## 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

### 1 目的・概要

外来医療において、各医療機関の役割分担を明確化し、各医療機関の機能分化・連携を推進する観点から、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年3月6日号外厚生労働省告示第107号)」が改正され、「紹介状なしに受診した初診患者」及び「病院が逆紹介する旨を申し出たにも関わらず受診した再診患者」に対して徴収することが責務とされている定額負担の最低金額が増額されたことから、対象となる川崎病院及び多摩病院について、「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正し、該当する加算料の金額を改める。

### 2 根拠法令等

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年3月6日号外厚生労働省告示第107号)の令和4年厚生労働省告示第52号による一部改正(令和4年10月1日適用)

### 3 対象となる病院

対象は、非紹介患者初診加算料<sup>(※1)</sup>及び再診患者加算料<sup>(※2)</sup>を徴収することが義務付けられている「特定機能病院<sup>(※3)</sup>、一般病床200床以上の地域医療支援病院<sup>(※4)</sup>及び一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関<sup>(※5)</sup>」であり、市立病院においては、一般病床200床以上の地域医療支援病院である、川崎病院及び多摩病院が対象病院となる。

	病床数	機能
川崎病院	713床(一般病床663床)	地域医療支援病院(H28.3.30承認)
井田病院	383床(一般病床343床)	—
多摩病院	376床(一般病床376床)	地域医療支援病院(H23.3.1承認)

- ※1 **非紹介患者初診加算料**：他の病院又は診療所からの文書による紹介がなく初診を受ける者の当該初診に係る加算料
- ※2 **再診患者加算料**：診療をした医師又は歯科医師が他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、再診を受ける者の当該再診に係る加算料
- ※3 **特定機能病院**：医療法第4条の2第1項の規定に基づき、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として厚生労働大臣が承認した病院。大学病院や国立病院などが承認を受けている。
- ※4 **地域医療支援病院**：医療法第4条第1項の規定に基づき、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつ

け歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認した病院

※5 **紹介受診重点医療機関**：医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、医療資源を重点的に活用する外来医療を提供する基幹的な医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）として、都道府県が公表する医療機関

## 4 改正内容

### (1) 非紹介患者初診加算料の改定

医科 5,000円 ⇒ 医科 7,000円

歯科 3,000円 ⇒ 歯科 5,000円

### (2) 再診患者加算料の改定

医科 2,500円 ⇒ 医科 3,000円

歯科 1,500円 ⇒ 歯科 1,900円

※「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正」に規定された最低金額を徴収することとする。

## 5 施行期日

令和4年10月1日（令和4年厚生労働省告示第52号「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正」の適用期日）

## 6 パブリックコメントについて

川崎市パブリックコメント手続条例（平成18年条例第72号）第4条第7号（納付すべき金銭について定めるもの）に該当するため適用除外

## 7 他の地域医療支援病院の料金設定

（令和4年4月1日現在）

病院名	非紹介患者初診加算料	再診患者加算料
関東労災病院	医科 5,000円 歯科 5,000円	医科 2,500円 歯科 2,500円
新百合ヶ丘総合病院	医科 5,000円 歯科 3,000円	医科 2,500円 歯科 1,500円
川崎幸病院	医科 5,000円 ※歯科（標榜なし）	医科 2,500円 ※歯科（標榜なし）
横浜市立市民病院	医科 5,000円 歯科 5,000円	医科 2,500円 歯科 2,500円
横須賀市立市民病院	医科 5,000円 歯科 3,000円	医科 3,000円 歯科 1,500円

## 【参考】

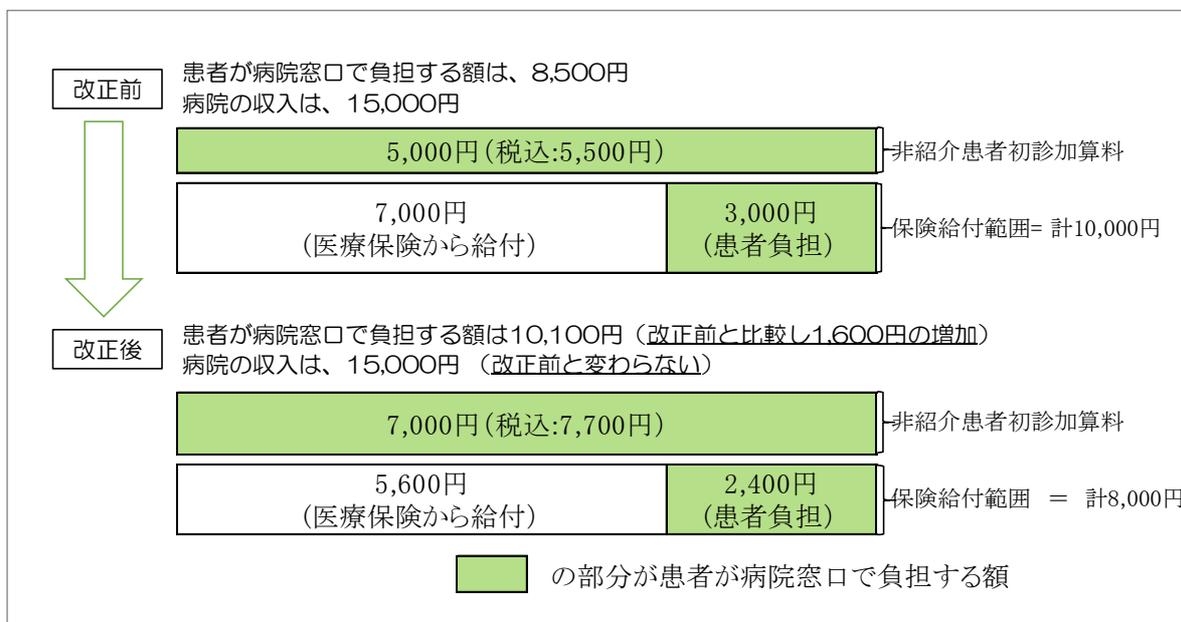
### (1) 同時に改正される国の制度

#### ア 保険給付範囲からの控除について

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正（令和4年厚生労働省告示第52号）により、当該医療機関が徴収すべき定額負担の対象となる患者の診療に係る保険給付の範囲から次の額を控除する制度も同時に施行される。

初診 医科200点、 歯科200点  
再診 医科 50点、 歯科 40点 （通常は1点＝10円）

例：非紹介患者初診加算料を徴収する10,000円の診療を受けた3割負担の患者のケース



#### イ 定額負担を求めなくてもよい場合について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正（令和4年3月4日保医発0304第5号）によって、当該医療機関が徴収すべき定額負担を求めなくてもよい場合についても改正される。

## 国が定める定額負担を求めなくてもよい場合（改正部分のみ抜粋）

<改正前>

- |   |
|---|
| <p>① 自施設の他の診療科を受診している患者<br/>… 中略 …</p> <p>⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者</p> |
|---|

<改正後>

- |   |
|---|
| <p>① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者<br/>… 中略 …</p> <p>⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（<u>急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合を除く。</u>）</p> |
|---|

## ウ 対象病院の範囲の見直しについて

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の一部改正（令和4年厚生労働省令第31号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）の一部改正（令和4年厚生労働省告示第52号）により、定額負担を徴収することが義務付けられている対象病院に、「特定機能病院、一般病床200床以上の地域医療支援病院」の他、「一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関」が加わる。

### （2）井田病院について

井田病院については、非紹介患者初診加算料2,000円を徴収しているが、この度の制度改正による金額改定の対象ではないため、引き続き同額の加算料を徴収することとする。

なお、井田病院は地域の中核病院として地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関の承認を目指しており、それらの病院として認められた際には、井田病院も川崎病院及び多摩病院と同額の徴収が義務付けられることとなる。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号				○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号			
別表（第6条、第16条関係）				別表（第6条、第16条関係）			
1 使用料又は利用料金				1 使用料又は利用料金			
種別		金額	付記	種別		金額	付記
非紹介患者初診加算料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第5号に規定する選定療養（川崎病院及び多摩病院においては、健康保険法第70条第3項に規定する措置に係るものに限る。以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）		川崎病院及び多摩病院 医師による初診については <u>7,000円</u> 、歯科医師による初診については <u>5,000円</u>		川崎病院及び多摩病院 医師による初診については <u>5,000円</u> 、歯科医師による初診については <u>3,000円</u>			
井田病院		2,000円		井田病院		2,000円	
再診患者加算料（選定療養のうち再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）		医師による再診については <u>3,000円</u> 、歯科医師による再診については <u>1,900円</u>	井田病院を除く。	再診患者加算料（選定療養のうち再診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該再診に係る加算料をいう。）		医師による再診については <u>2,500円</u> 、歯科医師による再診については <u>1,500円</u>	井田病院を除く。
2 手数料 (略)				2 手数料 (略)			